

第3号議案

理事の選任について

(提 案 理 由)

本会の活動を継続、発展させ、天守復元を取り巻く情勢に的確に対応していくためには事務局体制が重要である。今般、現理事（事務局長）谷本義隆氏の後任に、丸亀町商店街振興組合 理事長付 濱野健一 氏を選任し、併せて事務局長の職を担任する。

(参 考 条 文)

会則第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

第17条 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

第14条 役員の任期は2年 ～ 。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。